

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
第6条 [略]	第6条 [同左]
[2 略]	[2 同左]
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法 <u>第2条第1項第3号</u> に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合させなければならない特定建築物（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）に係る前項第1号又は第2号に掲げる完了検査申請等に関する検査については、同項第1号又は第2号に定めるものほか、1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。	3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法 <u>第2条第3号</u> に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合させなければならない特定建築物（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）に係る前項第1号又は第2号に掲げる完了検査申請等に関する検査については、同項第1号又は第2号に定めるものほか、1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。
[4～7 略]	[4～7 同左]
別表第1（第6条関係）	別表第1（第6条関係）
[表 略]	[表 同左]
備考 この表において、「床面積の合計」と	備考 [同左]

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

[(1) 略]

(2) 確認済証の交付を受けた建築物（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る建築物、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る建築物及び建築物省エネ法第35条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物を除く。以下同じ。）の計画の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

[(3)～(5) 略]

別表第6（第6条関係）

[表 別紙2 插入]

[(1) 同左]

(2) 確認済証の交付を受けた建築物（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第5条第1項に規定する长期優良住宅建築等計画に係る建築物、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る建築物及び建築物省エネ法第30条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物を除く。以下同じ。）の計画の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

[(3)～(5) 同左]

別表第6（第6条関係）

[表 別紙1 插入]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[別表第6（第6条関係） 別紙1]

床面積の合計	手数料の額
2,000平方メートル未満	111,200円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	179,100円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	232,600円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	279,200円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	327,500円
50,000平方メートル以上	422,900円

備考 この表において、「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない特定建築物又はその部分の床面積の合計をいう。ただし、建築物を増築する場合であって、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第8項の規定により適合判定通知書（建築物省エネ法第12条第6項に規定する適合判定通知書をいう。以下同じ。）の交付を受けたものとみなされるとき又は建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされるときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該特定建築物又はその部分のうち当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計の2分の1の面積を加えた面積とする。

[別表第6（第6条関係） 別紙2]

区分		手数料の額
完了検査申請等に係る建築物又は建築物の部分の種別	床面積の合計	
工場等の用途に供する建築物又は建築物の部分	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	19,300円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	27,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	69,500円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	104,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	130,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	161,500円
	50,000平方メートル以上	224,300円
その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	84,400円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	111,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	179,100円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	232,600円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	279,200円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	327,500円
	50,000平方メートル以上	422,900円

備考

- 1 この表において、「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない特定建築物又はその部分の床面積の合計（当該特定建築物又はその部分に係る建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を用いることにより一次エネルギー消費量（同号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算をすることが不要となった部分がある場合にあっては、当該特定建築物又はその部分の床面積の合計から当該計算をすることが不要となった部分の床面積の合計を除いた面積）をいう。ただし、建築物を増築する場合であって、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第8項の規定により適合判定通知書（建築物省エネ法第12条第6項に規定

する適合判定通知書をいう。以下同じ。) の交付を受けたものとみなされるとき又は建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされるときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該特定建築物又はその部分のうち当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計の2分の1の面積を加えた面積とする。

- 2 この表において、「工場等の用途」とは、工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場又は令第130条の2の2各号に掲げる処理施設の用途をいう。

令和3年2月25日提出

大阪市長 松井一郎

説明

建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない特定建築物の完了検査申請等に関する検査に係る手数料を改定するとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。